

国立大学法人北海道大学(法人番号6430005004014)の役職員の報酬・給与等について(令和6年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。当該法人の役員報酬は、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、役員報酬水準を検討するにあたって、国家公務員の改定状況及び他の国立大学法人の役員報酬の改定状況や以下の報酬等を参考とした。

(1) 人数規模が同規模である民間企業の役員報酬・・・59, 202千円
(2) 事務次官年間報酬額・・・23, 235千円

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員の期末手当の増減額を検討すべき事案が発生した場合には、経営協議会の議を経るものとしている。

役員のうち、理事の勤勉手当については、役員としての業績を総合的に勘案し、総長が決定することとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長

総長及び監事の報酬支給基準は、本給等の月額及び賞与（期末手当）で構成している。支給基準等については北海道大学役員給与規程に則っており、本給等の月額は、本給（1, 178, 000円）に地域手当及び要件を満たす場合に支給する広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当（11月～3月に支給）を加算して算出している。賞与（期末手当）については、期末手当基準額（本給並びに本給に対する地域手当及び広域異動手当＋役職段階別加算額（本給並びに本給に対する地域手当及び広域異動手当×100分の20）＋管理職加算額（本給×100分の25））に100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和6年度における改定内容
改定なし

理事

理事の報酬支給基準は、本給等の月額及び賞与（期末手当及び勤勉手当）で構成している。支給基準等については北海道大学役員給与規程に則っており、本給等の月額は、本給（898,000円～763,000円）に地域手当及び要件を満たす場合に支給する広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当（11月～3月に支給）を加算して算出している。賞与については、期末手当は期末手当基準額（本給並びに本給に対する地域手当及び広域異動手当＋役職段階別加算額（本給並びに本給に対する地域手当及び広域異動手当×100分の20）＋管理職加算額（本給×100分の25））に100分の65を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とし、勤勉手当は、勤勉手当基準額（本給＋地域手当＋広域異動手当＋役職段階別加算額＋管理職加算額）勤勉手当の取扱い基準に従って定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和6年度における改定内容
改定なし

理事（非常勤）

理事（非常勤）の報酬支給基準は、北海道大学役員給与規程に則り、非常勤役員手当（月額507,000円）としている。

令和6年度における改定内容
改定なし

監事

総長及び監事の報酬支給基準は、本給等の月額及び賞与（期末手当）で構成している。支給基準等については北海道大学役員給与規程に則っており、本給等の月額は、本給（708,000円）に地域手当及び要件を満たす場合に支給する広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当（11月～3月に支給）を加算して算出している。賞与（期末手当）については、期末手当基準額（本給並びに本給に対する地域手当及び広域異動手当＋役職段階別加算額（本給並びに本給に対する地域手当及び広域異動手当×100分の20）＋管理職加算額（本給×100分の25））に100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和6年度における改定内容
改定なし

監事（非常勤）

監事（非常勤）の報酬支給基準は、北海道大学役員給与規程に則り、非常勤役員手当（令和6年8月31日までは月額218,000円、令和6年9月1日からは月額219,000円）としている。

令和6年度における改定内容
改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 20,628	千円 14,136	千円 5,951	千円 424 (地域手当) 116 (寒冷地手当)			※
A理事	千円 15,670	千円 10,776	千円 4,403	千円 323 (地域手当) 50 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)			※
B理事	千円 15,823	千円 10,776	千円 4,403	千円 323 (地域手当) 203 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)			※
C理事	千円 16,027	千円 10,776	千円 4,603	千円 323 (地域手当) 207 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)			※
D理事	千円 14,561	千円 9,840	千円 4,203	千円 295 (地域手当) 106 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)			※
E理事	千円 13,044	千円 9,840	千円 2,613	千円 295 (地域手当) 178 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)	4月1日		※
F理事	千円 12,098	千円 9,156	千円 2,602	千円 274 (地域手当) 65 (寒冷地手当)	4月1日		※
G理事	千円 18,283	千円 10,776	千円 5,235	千円 2,155 (地域手当) 116 (寒冷地手当)			◇
H理事 (非常勤)	千円 6,084	千円 6,084	千円 0	千円 0	4月1日		※
A監事	千円 12,417	千円 8,496	千円 3,577	千円 254 (地域手当) 24 (通勤手当) 65 (寒冷地手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,090	千円 1,090	千円 0	千円 0		8月31日	
C監事 (非常勤)	千円 1,533	千円 1,533	千円 0	千円 0	9月1日		

注1：総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2：「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

北海道大学は、「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」、「実学の重視」という4つの基本理念を建学の精神として掲げ、これら基本理念の今日的具体化を志向し、教育研究を通じて、人類の福祉、科学、文化及び産業の発展に寄与することを社会的使命としている。さらには、世界の課題解決に貢献する北海道大学へ向けた改革戦略である「北海道大学近未来戦略150」とともに、好循環・エコシステム創成を目指す中期的ビジョンである「HU VISION 2030」を策定し、総長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、北海道大学の総長は、職員数約4,000名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

総長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬59,202千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

北海道大学では、総長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、総長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上である。

また、他の旧帝国大学の総長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

北海道大学の理事は、総長を補佐して本学の業務を掌理しており、本学の運営に係る重要事項について企画及び立案等を行う職務を担っている。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬59,202千円と比較した場合、それ以下となっている。

北海道大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性は法人化移行前と同等以上である。

また、他の旧帝国大学の理事の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

理事(非常勤)の年間報酬額は、常勤役員の本給を基に勤務形態を勘案して決定しており、職責は常勤理事と同等であることから、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

北海道大学の監事は、大学が適正な運営を行うため、業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認められるときは総長又は文部科学大臣に意見を提出する職務を担っている。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬59,202千円と比較した場合、それ以下となっている。

また、他の旧帝国大学の監事の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

監事（非常勤）の年間報酬額は、常勤役員の本給を基に勤務形態を勘案して決定しており、職責は常勤監事と同等であることから、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 3,946	年 3	月 6	R6.3.31	1.0	※
理事B	千円 4,321	年 3	月 10	R6.3.31	1.0	
監事	千円 該当者なし	年	月			

注：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	当該理事は、研究、産学官連携担当として研究戦略、研究支援、研究公正、知的財産等の研究面を統括するとともに、社会課題から新しい価値を創造し異分野融合を推進する「社会・地域創発本部」並びにアントレプレナーシップ教育及び大学発スタートアップ企業等の創出支援を展開する「スタートアップ創出本部」の発足等に取り組むなど本学の運営及び研究推進に貢献した。 当該理事の業績勘案率については、本学の業績及び理事としての業務実績を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、「1.0」と決定した。
理事B	当該理事は、資産管理運用、施設・環境、病院再開発、安全衛生、基金担当として、特に、本学の特徴的・先端的な研究に必要な施設の整備を推進するとともに、大学の自主的な財政基盤強化のため「北大クラウドファンディング制度」の創設等に取り組むなど本学の運営及び研究推進に貢献した。 当該理事の業績勘案率については、本学の業績及び理事としての業務実績を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、「1.0」と決定した。
監事	該当者なし

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考えます。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

理事の勤勉手当（賞与）において、その者の勤務成績に応じて決定することとしており、今後も継続する。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

- ・当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、法人化前に適用していた国家公務員の給与水準を参考とするとともに、当該法人は、国から運営費交付金が措置されていることから、国民の理解が得られるよう、国家公務員の給与水準と民間企業の従業員の給与水準を均衡させ適正な給与を確保する機能を有する人事院勧告を重要な判断材料とし、適正な給与水準とするように対応している。
- ・運営費交付金の削減の影響等を勘案しつつ、教育・研究ニーズに沿った人員配置を行うとともに、事務の効率化・合理化により人件費総額の削減に努めている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

○年俸制教員以外

- ・昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮している。
昇給：5段階の昇給区分（号俸数）により、昇給日（1月1日）前1年間の勤務成績に応じて昇給することができる。
- 昇格：教員 … 昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。
教員以外 … 勤務成績が良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
- 勤勉手当(査定分) … 基準日（6月1日・12月1日）以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。

○年俸制教員

- ・平成27年1月より導入した正規教員の年俸制に係る業績給について、教育・研究活動等の業績評価を反映させるほか、教員個人が獲得した競争的研究費の一定割合を業績給に反映するなどのインセンティブを付与することとしている。
- ・世界水準の優れた研究業績を有し、今後更なる研究の進展が見込まれるとともに、本学の名誉を著しく高めることが期待できる者に対し、「ディスティングイッシュト プロフェッサー」の称号を付与するとともに、「特別教授手当」を支給している。

○共通

- ・顕著な業績を上げた教職員を顕彰することにより、教職員の意欲の向上を図り、本学の活性化と更なる発展に資することを目的とする顕彰制度により、受賞者には表彰するとともに報奨金を支給している。（年度内1回の実施）

③ 給与制度の内容

北海道大学職員給与規程に則り、基本給及び諸手当（基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当、看護職員等特別調整手当（令和6年6月1日からは病院勤務職員等特別調整手当）、期末手当、勤勉手当、通勤手当、寒冷地手当、入試手当及びその他勤務実績に応じて支給する各種手当）としている。

期末手当については、期末手当基準額（基本給、基本給の調整額、扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額＋役職段階別加算額＋管理職加算額（指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額＋役職段階別加算額＋管理職加算額））に100分の122.5（特定管理職員にあっては100分の102.5、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては100分の65）を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額（基本給、基本給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額＋役職段階別加算額＋管理職加算額を加算した額（指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額＋役職段階別加算額＋管理職加算額））に勤勉手当の取扱い基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

令和6年4月1日より、①病院の救命救急センターに勤務する救急救命士免許を有する職員を夜間業務手当（勤務1回につき6,800円）の支給対象に加えること、②病院に勤務する医師若しくは歯科医師又は医療技術部に所属する職員が、緊急の診療、医療支援等の業務に備えるため、所定の勤務時間以外の時間に自宅等に待機することを命じられた場合にオンコール手当（職に応じて待機1回につき5,000円又は3,000円）を支給すること、③統合URA本部において経営支援業務に従事するURA職を基本給の調整額の支給対象とすること、令和6年6月1日より、④夜間看護等手当の額を引き上げること（勤務区分に応じて250～1,300円の増額）、⑤看護職員等特別調整手当を病院勤務職員等特別調整手当に改め、支給対象及び支給額を見直すこと（職に応じて月額9,200円又は17,000円を支給）を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 2,428	歳 46.3	千円 7,097	千円 5,147	千円 90	千円 1,950
事務・技術	人 978	歳 43.6	千円 5,970	千円 4,386	千円 101	千円 1,584
教育職種 (大学教員)	人 870	歳 50.7	千円 8,976	千円 6,419	千円 75	千円 2,557
医療職種 (病院看護師)	人 375	歳 43.1	千円 6,075	千円 4,447	千円 96	千円 1,628
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
海事職種	人 16	歳 50.5	千円 7,666	千円 5,579	千円 0	千円 2,087
海技職種	人 20	歳 42.3	千円 5,841	千円 4,275	千円 0	千円 1,566
医療職種 (病院医療技術職員)	人 120	歳 45.5	千円 6,271	千円 4,608	千円 118	千円 1,663
その他医療職種 (医療技術職員)	人 3	歳 51.2	千円 5,438	千円 3,962	千円 115	千円 1,476
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 53.8	千円 5,606	千円 4,033	千円 74	千円 1,573
専門職種(学術)	人 16	歳 51.0	千円 6,961	千円 5,020	千円 86	千円 1,941
専門職種(特定)	人 14	歳 47.3	千円 5,706	千円 4,182	千円 104	千円 1,524
URA職種	人 13	歳 50.7	千円 6,894	千円 5,055	千円 89	千円 1,839

注1：在外職員及び任期付職員については、該当者がいないため、表の記載を省略した。

注2：「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額。

注3：「技能・労務職種」とは、調理師、看護助手、森林技能職員等の特定の技能業務、労務作業の業務を行う職種を示す。

注4：「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、航海士、機関士等の業務を行う職種を示す。

注5：「海技職種」とは、船舶の乗組員の業務を行う職種を示す。

注6：「専門職種(学術)」とは、学術に係る専門的業務を行う職種を示す。

注7：「専門職種(特定)」とは、特定の専門的業務を行う職種を示す。

注8：「URA職種」とは、研究戦略企画及び研究推進支援業務又はこれらに加えて経営支援業務を行う職種を示す。

注9：「技能・労務職種」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
再雇用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	13	63.1	3,346	2,946	107	400
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	13	63.1	3,346	2,946	107	400
海技職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
専門職種(学術)	人	歳	千円	千円	千円	千円
URA職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額。

注2:「海技職種」、「専門職種(学術)」及び「URA職種」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、再雇用職員全体の数値からも除外している。

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人 672	歳 37.1	千円 4,520	千円 3,369	千円 93	千円 1,151
事務・技術	人 202	歳 46.3	千円 3,546	千円 2,648	千円 130	千円 898
教育職種 (大学教員)	人 23	歳 48.6	千円 8,278	千円 6,040	千円 60	千円 2,238
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 299	歳 29.6	千円 4,827	千円 3,608	千円 67	千円 1,219
技能・労務職種	人 30	歳 51.8	千円 3,954	千円 2,937	千円 109	千円 1,017
医療職種 (病院医療技術職員)	人 111	歳 33.0	千円 4,773	千円 3,571	千円 95	千円 1,202
福祉系職種 (保育園職員)	人 7	歳 53.1	千円 5,587	千円 3,843	千円 109	千円 1,744

注1:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額。

注2:「医療職種(病院医師)」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、非常勤職員全体の数値からも除外している。

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	798	47.5	9,106	9,047	70	59
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	798	47.5	9,106	9,047	70	59

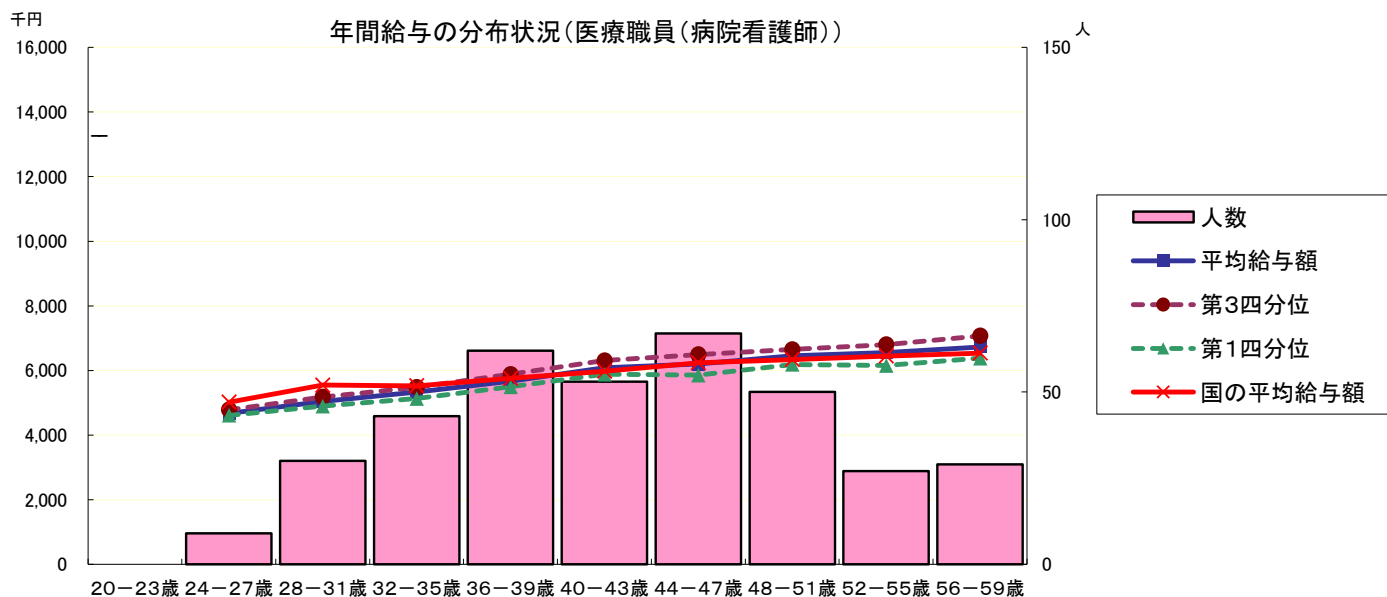
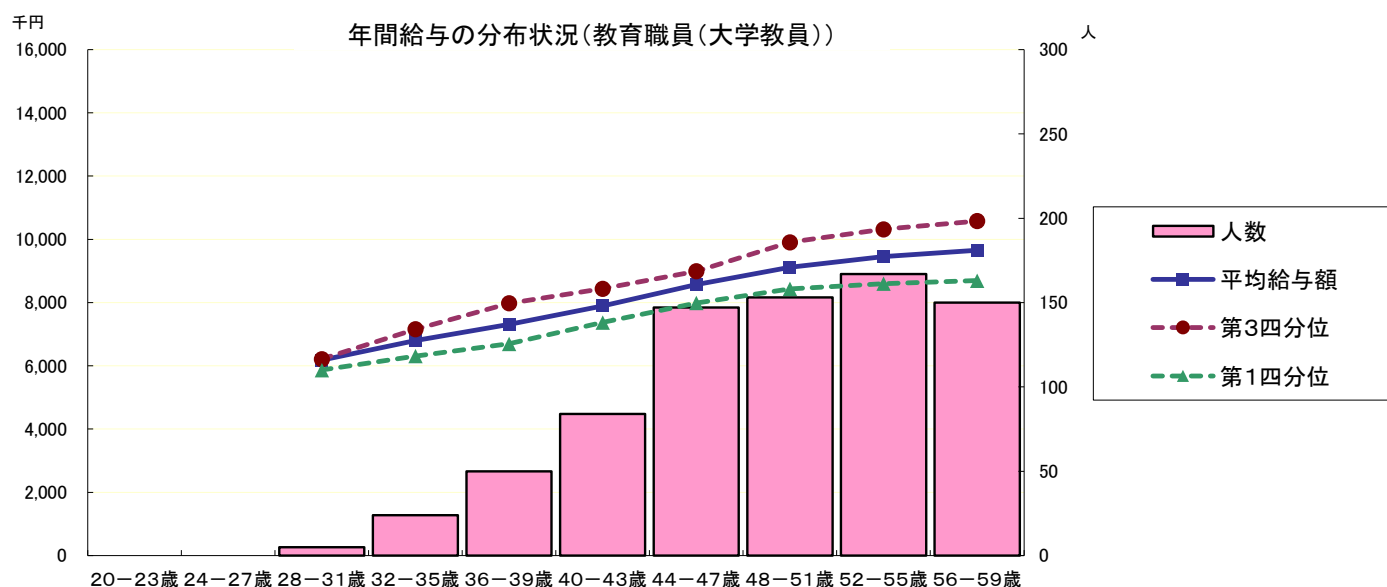
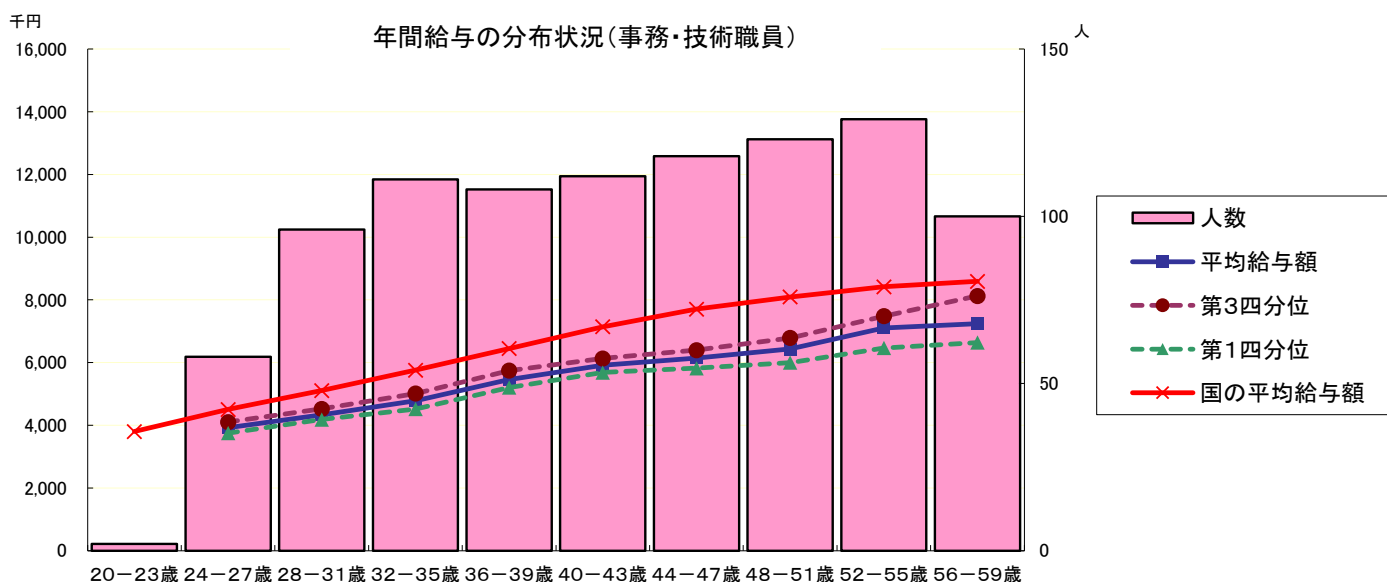
区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
再雇用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	64.5	6,541	6,541	91	0
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	64.5	6,541	6,541	91	0

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人 456	歳 44.6	千円 6,395	千円 6,394	千円 81	千円 1
教育職種 (大学教員)	人 320	歳 43.6	千円 6,776	千円 6,775	千円 61	千円 1
特定職種 (特定専門職員)	人 136	歳 46.8	千円 5,499	千円 5,499	千円 127	千円 0

注1：「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額。

注2：「特定職種（特定専門職員）」とは、高度の専門性を有する業務等を行う職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員、再雇用職員及び年俸制適用者を除く。以下、④まで同じ。]



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2：事務・技術職員の年齢20歳～23歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
部長・次長	14	57.8	9,556	12,187 ～ 8,124
課長	54	55.1	8,233	9,697 ～ 6,775
課長補佐・専門員	95	52.6	6,940	9,144 ～ 5,917
係長	413	46.3	6,129	8,260 ～ 4,524
主任	173	40.6	5,370	6,625 ～ 4,066
係員	229	33.9	4,551	8,286 ～ 3,056

注：「課長」には相当職である「室長」及び「事務長」を、「課長補佐・専門員」には相当職である「室長補佐」及び「事務長補佐」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
教授	346	54.2	10,302	14,870 ～ 7,695
准教授	300	48.6	8,548	11,578 ～ 6,428
講師	52	50.2	8,065	8,899 ～ 5,710
助教	167	47.1	6,965	8,148 ～ 5,748
助手	4	60.0	6,619	
教務職員	1			

注1：「助手」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、最高給与額及び最低給与額は表示していない。

注2：「教務職員」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
看護部長	1			
副看護部長	6	52.5	7,877	8,308 ～ 6,650
看護師長	34	50.8	6,920	7,666 ～ 6,168
副看護師長	78	44.6	6,230	7,239 ～ 5,114
看護師	256	41.4	5,722	9,128 ～ 4,364

注1：「看護師」には、「助産師」を含む。

注2：「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	53.5%	52.8%	53.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	46.5%	47.2%	46.9%
	最高～最低	53.6%～41.8%	62.9%～42.6%	57.0%～42.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	54.3%	54.2%	54.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	45.7%	45.8%	45.7%
	最高～最低	51.6%～40.8%	62.9%～40.8%	55.5%～40.8%

(教育職員(大学職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	52.3%	52.5%	52.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	47.7%	47.5%	47.6%
	最高～最低	57.1%～43.3%	57.2%～43.3%	55.5%～43.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	54.5%	52.8%	53.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	45.5%	47.2%	46.4%
	最高～最低	59.4%～41.6%	87.8%～41.6%	80.4%～41.6%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	50.6%	49.9%	50.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	49.4%	50.1%	49.7%
	最高～最低	51.6%～46.3%	51.6%～46.3%	51.6%～46.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	50.8%	52.4%	51.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	49.2%	47.6%	48.4%
	最高～最低	57.2%～42.1%	57.2%～42.1%	57.2%～42.1%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 82.9 ・年齢・地域勘案 90.8 ・年齢・学歴勘案 81.7 ・年齢・地域・学歴勘案 90.0 ・(参考)対他法人 96.3
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 職員の給与について、国家公務員の給与水準と民間企業の従業員の給与水準を均衡させ適正な給与を確保する機能を有する人事院勧告を重要な判断材料とし、適正な給与水準とするように対応しており、総合的に勘案し、適切であると考えている。 国からの財政支出： 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.4% (令和6年度予算) 国からの財政支出額 44,030百万円 支出予算の総額 111,702百万円 累積欠損額：0円（令和5年度決算） (文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）） 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き適正な給与水準とするよう努める。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 99.3 ・年齢・地域勘案 100.6 ・年齢・学歴勘案 99.5 ・年齢・地域・学歴勘案 99.9 ・(参考)対他法人 99.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	年齢・地域勘案の指数において100を上回るが、国の医療職俸給表(三)適用者に対し本学病院看護師は最終学歴が大学卒業以上の者の割合が高いこと(国:8.8%、本学:58.7%)、国には1級適用者(准看護師)がいること(国:1.9%、本学:なし)、また、本学では令和6年度診療報酬改定を踏まえた看護職員等の処遇改善として病院勤務職員等特別調整手当を支給していることが主な要因と考えられる。 (国の数字は、人事院給与局「令和6年国家公務員給与等実態調査」による。)
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 職員の給与について、国家公務員の給与水準と民間企業の従業員の給与水準を均衡させ適正な給与を確保する機能を有する人事院勧告を重要な判断材料とし、適正な給与水準とするように対応しており、総合的に勘案し、適切であると考えている。 国からの財政支出: 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.4% (令和6年度予算) 国からの財政支出額 44,030百万円 支出予算の総額 111,702百万円 累積欠損額:0円(令和5年度決算) (文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていきたい。
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き適正な給与水準とするよう努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.7

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和6年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

○事務・技術職員

(扶養親族がない場合)

① 22歳(係員(大卒初任給))

月額196,200円 年間給与3,235,800円

② 35歳(主任)

月額287,100円 年間給与4,795,900円

③ 50歳(課長補佐)

月額379,100円 年間給与6,398,500円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給

○教育職員(大学教員)

① 27歳(助教(博士修了初任給))

月額301,800円 年間給与5,068,200円

② 35歳(助教)

月額365,200円 年間給与6,086,500円

③ 50歳(教授)

月額559,200円 年間給与9,568,100円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円(上記③の教授を除く)、子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

- ・昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮しており、今後も継続する。
- ・顕著な業績を上げた教職員を顕彰することにより、教職員の意欲の向上を図ることを目的とする顕彰制度による報奨金の支給についても、今後も継続する。
- ・また、平成27年1月より導入した正規教員の年俸制に係る業績給について、教育・研究活動等の業績評価を反映させるほか、教員個人が獲得した競争的研究費の一定割合を業績給に反映するなどのインセンティブを付与することとしている。

III 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 29,591,312	千円 29,901,758	千円 30,191,895	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 2,445,737	千円 2,013,429	千円 2,196,991	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 14,653,531	千円 15,366,044	千円 15,980,765	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 6,573,963	千円 6,737,081	千円 6,837,641	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 53,264,545	千円 54,018,314	千円 55,207,294	千円	千円	千円

注1：「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度比と増減要因について
- 1 給与、報酬等支給総額の対前年度比が+1.0%となった要因

- 看護職員等特別調整手当を病院勤務職員等特別調整手当に改め、支給対象及び支給額を見直したことに伴い、全体として対前年度比+1.0%となったものと考えられる。
- 2 最広義人件費の対前年度比が+2.2%となった要因

- 定年退職者の増加により退職手当の支給総額が9.1%増加したこと、また、上記1の要因及び非常勤役職員等給与の増加、それに伴い福利厚生費が増加したことにより、全体として対前年度比+2.2%となったものと考えられる。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

「教育職種（大学教員）」（年俸制適用者並びに助手及び教務職員の職にある者を除く。）の定年年齢は63歳であり、それ以外の職種の定年年齢は65歳である。

「事務・技術」、「教育職種（大学教員）」（教務職員の職にある者に限る。）、「医療職種（病院看護師）」、「技能・労務職種」、「海事職種」（船員教員を除く。）、「海技職種」、「医療職種（病院医療技術職員）」、「その他医療職種（医療技術職員）」、「その他医療職種（看護師）」、「専門職種（学術）」、「専門職種（特定）」及び「URA職種」については、令和5年4月1日から定年年齢を60歳から65歳に引き上げた（段階的引上げ）。定年年齢の引上げに伴い、これらの職種については、61歳年度から特命職に配置換するとともに、管理監督職の職員は非管理監督職ポストに役降りする制度を設けているほか、特命職の基本給については7割水準とすることとした。

「教育職種（大学教員）」（助手の職にある者に限る。）及び「海事職種」（船員教員に限る。）については、令和5年4月1日に定年年齢を63歳から65歳に引き上げた（段階的引上げ）。定年年齢の引上げに伴い、これらの職種については、64歳年度から特命職に配置換するとともに、管理監督職の職員は非管理監督職ポストに役降りする制度を設けているほか、特命職の基本給については7割水準とすることとした。

V その他

特になし